

行政による専利権侵害の権利行使調査報告

2010年3月

ジェトロ上海センター 知識産権部

JETRO

1. 調査目的

近年、日本企業などの日本出願人の中国における専利（特許、実用新案、意匠）出願の件数が年々増加している中、専利権の取得件数も年々増えつつあります。最近5年間（2005年～2009年）の日本出願人による専利権の取得件数を調べたところ、実用新案権と意匠権の取得件数がほぼ横ばいで推移していることに対し、発明特許権の取得件数が2005年の13,462件から2009年の28,173件に倍増していることがわかりました。

一方、取得した専利権が他人によって侵害された場合、中国では司法ルートのほか行政ルートを通じて紛争解決を求めることができます。最近3年間（2006年～2008年）に専利権者が行政ルートを通じて紛争解決を求めた案件の数が毎年1,000件前後で推移しており、国別の権利者による紛争解決請求案件では、日本の権利者によるものが統計データのある2006年では37件、2007年では41件と、諸外国の中で最も多くなっています。

しかし、商標権の行政ルートによる紛争解決請求の案件数に比べ、専利権の行政ルートによる紛争解決請求の案件数はまだ少ないといえます。その原因は商標権に比べ専利権の権利範囲を把握しにくいと同時に、行政ルートでは専利権侵害紛争解決における侵害認定など諸手続き上の不明点が多いといわれています。

本調査報告書は、行政ルートでの専利権侵害紛争解決における侵害認定など諸手続きの詳細を法律面、運用面から整理し、権利行使手続上の不明点を明らかにすることによって、日系企業による行政手続の活用と円滑化などに役立てることを目的としたものです。